

(仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置に係る区民説明会 概要

1 説明会開催状況

(1) 開催日時

- ① 令和2年7月3日(金) 19:00~20:00
- ② 令和2年7月4日(土) 10:00~11:00

(2) 開催場所

いたばし総合ボランティアセンター 第4ボランティア・NPOルーム

(3) 出席者

板橋区政策経営部 政策企画課
政策経営部 施設経営課
子ども家庭部 児童相談所開設準備課

(4) 参加人数

- ① 令和元年7月3日(金) 14名
- ② 令和元年7月4日(土) 11名

2 内容

- (1) (仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置に向けた進捗状況について
- (2) (仮称) 子ども家庭総合支援センター建設工事について

3 質疑応答要旨

【7月3日】

Q1. 現在、旧板三小敷地の東側にあるコンクリートの塀は撤去するのでしょうか。

A1. 原則、撤去いたします。(施設経営課)

Q2. 来年の双葉氷川神社の本祭を実施する際、グラウンドに駐車場等のスペースを確保する必要があります。工事でグラウンドがかなり狭くなるため、何か対策の検討をお願いします。

A2. 建設工事の着工後は、現在設置している仮囲いを25m程度西側に移動させるため、解体工事の時と比べてグラウンドは狭くなりますが、本祭に際し、できるだけスペースを確保できるよう、仮囲いを7m程度、新築建物(東)側に移動し、利用できる部分を広げる予定です。これ以上は広げることは困難ですが、引き続き、利用方法を含め協議をさせていただきます。(施設経営課)

Q 3. 道路拡幅に伴い、車両の通行が増えて事故などが起きることが懸念されます。通行止め等の標識の設置を警察に届けたところ、区の管轄とのことだったので、対応をお願いします。

A 3. 通行規制や速度標識など、「規制」に係る内容は警察の管轄となり、「案内」の標識は区の土木部の管轄になります。土木部の担当課に要望を伝え、できる限り対応いたします。(施設経営課)

Q 4. 旧板三小のグラウンドは、避難所の再編成により、避難所から外れたと聞きました。この地域は子どもや高齢者が多いため、災害時にグラウンドに避難することができるようにしてほしいと思います。

A 4. 旧板三小のグラウンドは、令和元年度末で避難所としての指定は解除されましたが、住民防災組織の単位で選定する一時集合場所としての位置づけは、変更ありません。(政策企画課)

Q 5. 来年の本祭の利用については理解しましたが、さらにその3年後以降の本祭の際はどようになりますか。

A 5. 先ほどご回答させていただいたとおり、来年の本祭は対応いたしますが、さらにその3年後以降の本祭につきましては、西側校舎等の跡地活用が未定のため、今後検討させていただきます。(政策企画課)

Q 6. 新築する建物は、避難所等の機能はありますか。

A 6. 旧板三小跡地で整備する建物を避難所として指定することは想定しておりませんが、防災備蓄倉庫等、防災上どのような機能を確保していくかについては、西側校舎等の跡地活用の中で、今後具体的に検討いたします。(政策企画課)

Q 7. 新築建物内のどの位置にどのような部屋があるか教えてください。

A 7. 建物内部の詳細は、中で生活をする児童を守るという観点から非公開としておりますので、ご理解をお願いいたします。(施設経営課)

Q 8. 建設工事に伴う周辺の道路拡幅の範囲が分かりません。

A 8. 旧板三小の北側と東側の敷地沿いの道路は全範囲が拡幅され、それに伴い電柱の移動や樹木の伐採などを行います。

なお、道路の拡幅整備は、令和4年度に土木部発注の工事で実施します。
(施設経営課)

【7月4日】

Q 1. 解体工事では粉塵、騒音、振動により大変不快な思いをしました。

A 1. 校舎の解体は非常に大きなコンクリートの塊を砕く等の作業があり、近隣の皆様には大変なご心配とご迷惑をお掛けし、大変申し訳ありませんでした。

今後、塀の解体等がありますが、解体工事より規模は小さく、散水等の対策も徹底して行い、極力影響を小さくするよう努めますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。(施設経営課)

Q 2. 建設工事に伴う周辺の道路拡幅の範囲を教えてください。

A 2. 旧板三小の北側と東側の敷地沿いの道路を全範囲で拡幅いたします。(施設経営課)

Q 3. 火災等が起きても緊急車両は通り抜けできないと思いますが、どのように対応するのでしょうか。

A 3. 通り抜けはできませんが、木密地域の中まで緊急車両が入れるため、消防活動のエリアが大きく広がります。また、緊急車両は新築施設の敷地内でUターンして戻っていく想定です。(施設経営課)

Q 4. 周辺道路の拡幅に伴い、車両の通行が増えて事故などが起きることが懸念されるので、何か対応をお願いします。

A 4. 区としても課題として認識しておりますので、担当する部署に標識の設置などを要望していきます。(施設経営課)

Q 5. 北側から見た建物のイメージ図しかないため、反対側の道路がどのようになるか、説明をお願いします。

A 5. 旧板三小の北側と東側の敷地沿いの道路を全範囲について、拡幅します。
(施設経営課)

Q 6. 道路拡幅に伴い、道路沿いの民家の新築時のセットバックの必要はなくなりますか。

A 6. 建築基準法第42条2項の道路としては廃止されないため、今までどおり、セットバックをしていただく必要があります。(施設経営課)

Q 7. 資料には休みは日曜日のみとありますが、お盆や年末年始も工事を行うのですか。

A 7. 記載してありませんでしたが、お盆や年末年始は原則、休工いたします。
(施設経営課)

(仮称) 子ども家庭総合支援センター設置に向けた区民説明会

令和2年7月3日19時～

4日10時～

いたばし総合ボランティアセンター

- 1 (仮称) 子ども家庭総合支援センター開設に向けた進捗状況について (資料1)
- 2 (仮称) 子ども家庭総合支援センターの建設工事について (資料2)

【問合せ先】

(仮称) 子ども家庭総合支援センターについて

子ども家庭部 児童相談所開設準備課 電話 03-3579-2068

建設工事について

政策経営部 施設経営課 区民施設グループ 電話 03-3579-2583

株式会社浅沼組 東京本店 電話 03-5232-5840

(仮称) 子ども家庭総合支援センター開設に向けた進捗状況について

1 施設整備について

(1) 施設概要

設置場所	板橋区本町 24-1 (旧板橋第三小学校跡地の一部)
敷地面積	3,224.51 m ²
延床面積	3,477.46 m ²
構造等	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建て



(2) 主な諸室

子ども家庭支援センター 児童相談所エリア	所長室、事務室、面談室、会議室、待合室、ファイル室、医師診断室、 心理面接室、児童所持品保管室、用務員室、倉庫など
一時保護所エリア	事務室、面談室、児童居室、多目的・学習スペース、保健室、静養室、 調理室、浴室、便所、洗濯室、倉庫、屋内運動場など

(3) 開設までのスケジュール

(仮称) 子ども家庭総合支援センターの建設工事は、令和 2 年 7 月から開始し、令和 3 年 12 月に完了する予定です。

その後、備品の準備や東京都からの引継ぎを経て、令和 4 年 4 月から「子ども家庭支援センター」の業務を、令和 4 年 7 月から「児童相談所」の業務を開始します。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
● 7 月	● 12 月	● 開所式・内覧会
建設工事	備品準備等	● 4 月 子ども家庭支援センター業務
		● 7 月 児童相談所業務

(4) 区民周知について

これまで、継続して住民説明会を実施し、開設に向けた取り組みや施設整備の概要等について、周知を図ってきました。

実施年月日	内容
平成 29 年 3 月 9 日 平成 29 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置場所、施設整備について ・旧板橋第三小学校跡地活用に係る基本的な方向性について
平成 29 年 8 月 27 日 平成 29 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区の課題を解決するための旧板橋第三小学校跡地利用について ・「（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想」について
平成 30 年 6 月 29 日 平成 30 年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・旧板橋第三小学校跡地活用について ・（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画について
平成 31 年 2 月 6 日 平成 31 年 2 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・旧板橋第三小学校東側校舎解体その他工事の概要について
令和元年 8 月 30 日 令和元年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの設置について ・板橋区中高層建築物紛争予防条例に基づく説明について

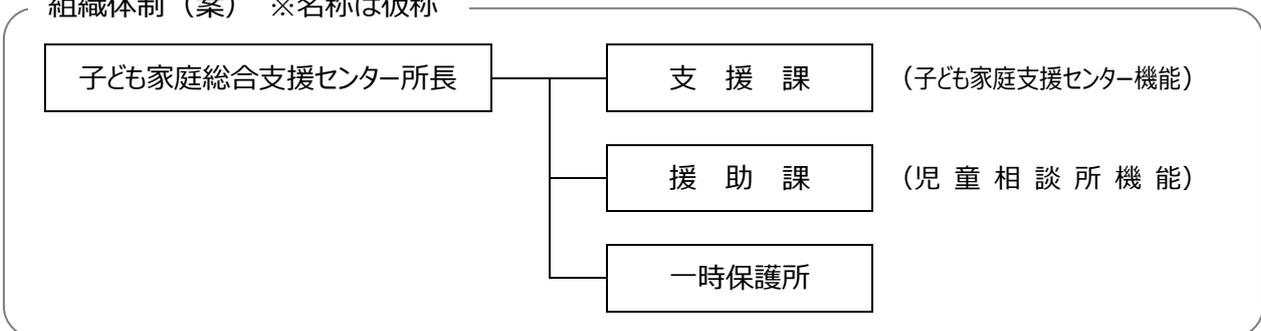
2 組織・人員体制について

（仮称）子ども家庭総合支援センター内の組織は、子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課」、児童相談所機能として虐待通告に係る対応等を担う「援助課」、入所児童の生活を見守る「一時保護所」の3課体制とします。

人員体制は、児童福祉法等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、児童福祉司等の専門職を含めた100名を超える職員の配置を予定しています。



組織体制（案） ※名称は仮称



(仮称)区立子ども家庭総合支援センター 新築工事

工事説明会

[発注者] 板橋区長 坂本 健

[工事監理者] 株式会社 豊建築事務所

[施工者] 株式会社 浅沼組東京本店

1. 工事概要

- 工事名称 (仮称)区立子ども家庭総合支援センター新築工事
- 工事場所 東京都板橋区本町24番1号
- 工事期間 令和2年7月 ~ 令和3年12月末
- 工事内容 [児童福祉施設等]
鉄筋コンクリート造 地上3階建て
延床面積 3,477.46㎡
建築面積 1,423.81㎡
建物高さ 14.75m
その他 駐輪場、外構工事

2. 完成予想パース



3. 工事に関する注意事項

◆ 安全対策について

- ① 既設の**仮囲い（高さ3mの万能鋼板）**を一部盛り替えて工事に使用します。
- ② 敷地北側の道路拡幅部分については、搬出入導線として使用し、作業終了時にカラーコーンを設置します。
- ③ 工事用ゲート付近には、**交通誘導員を配置**し交通事故の防止及び歩行者等の安全確保に万全をつくします。また、搬出入量に応じて適宜増員して配置します。



3. 工事に関する注意事項

◆ 環境配慮について

- ① 建設機械は、**低騒音型**を使用します。
- ② アイドリングストップ、急発進・急加速・空ふかしの禁止を徹底します。
- ③ 工事車両出入り口に**高圧洗浄機**（ハイウォッシャー）を設置し、周辺道路の汚損を防止します。
- ④ **騒音・振動計**を2箇所設置し、工事中の騒音・振動を管理します。



3. 工事に関する注意事項

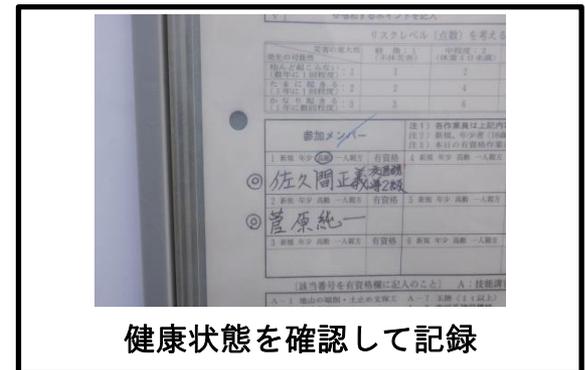
◆ 現場管理について

- ① 作業時間には、原則午前8時から午後6時までとします。大型車両（トレーラー等）の通行は午前9時以降とします。但し、以下の事由により上記時間外に作業を行う場合があります。
 - 室内作業や軽作業等、外部に影響の少ない作業および準備・後片付け
 - コンクリート打設等の中断できない作業
 - 建設資機材の運搬等について、所轄警察署の指示等がある場合
 - 緊急処置を要する作業（台風・地震等による緊急作業等）
- ② 日曜日を休日としますが、緊急処置を要する作業、または行政指導等により日曜日を指定される作業については実施する場合があります。
- ③ 工事従事者には作業規則を周知徹底し、場内外の風紀維持・防災・衛生管理において、責任を持って監理します。

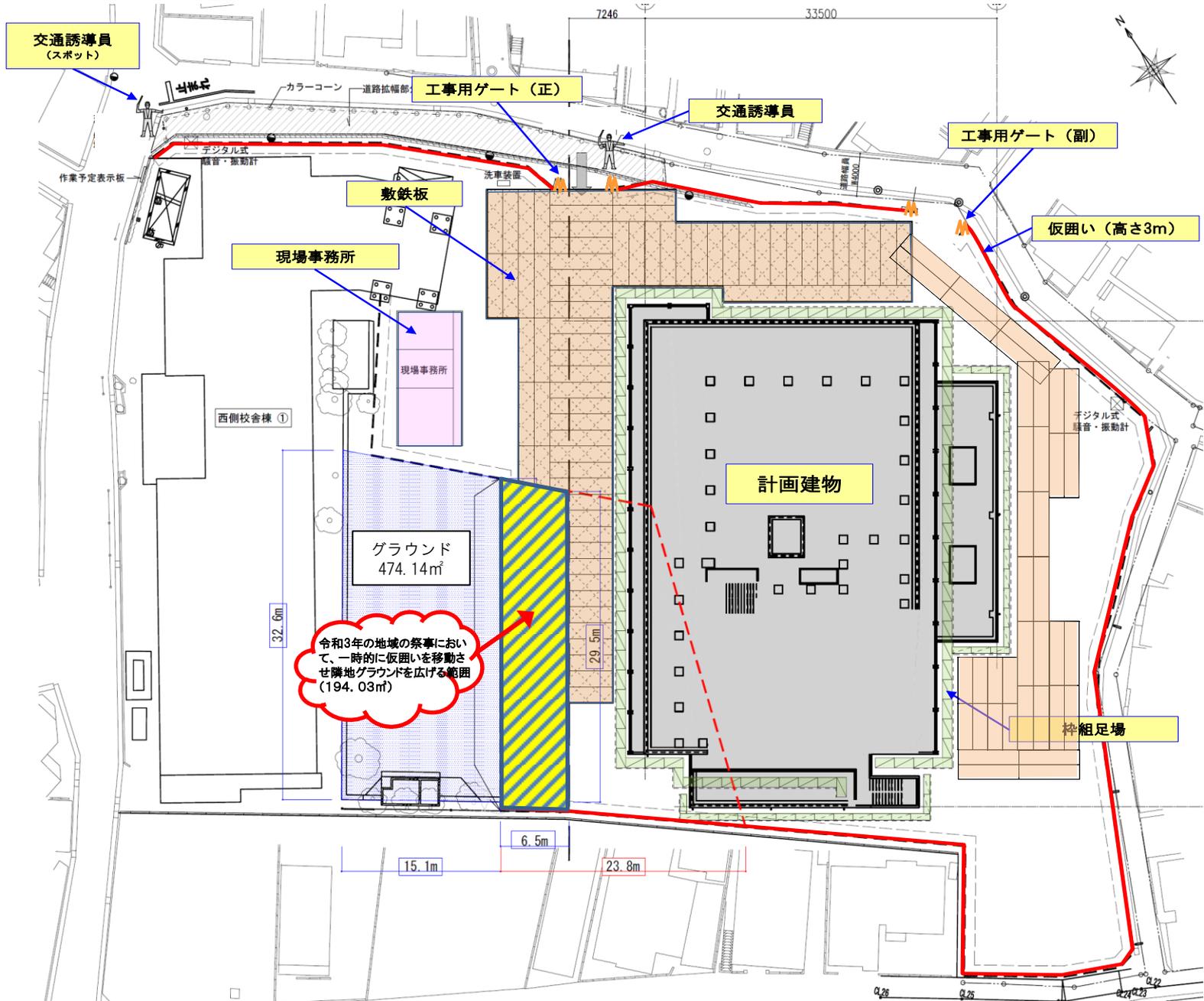
3. 工事に関する注意事項

◆ 新型コロナウイルス感染防止対策について

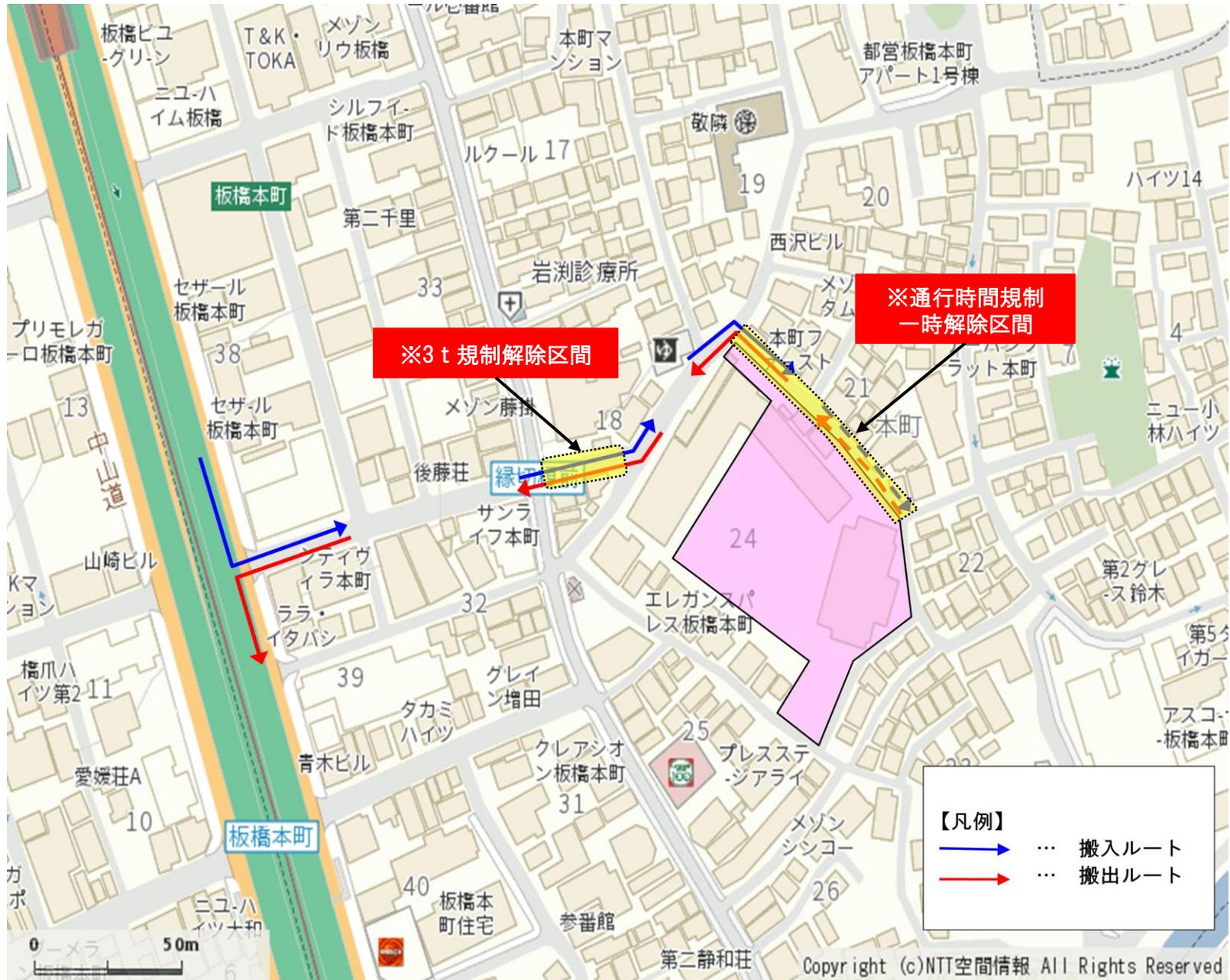
- ① 現場事務所および作業員詰所に、アルコール消毒液・うがい薬・ハンドソープを常備し、現場入場時に手洗い・うがいを励行します。
- ② マスクを常備し、必要な者へ配布を行います。
- ③ 打合せテーブル・ドアノブ・扉手掛等の共有物は、定期的に消毒を行います。
- ④ 現場作業員については、朝礼時に発熱・倦怠感・味覚障害の有無について確認を行います。
- ⑤ 対人間隔の確保に留意し、会議・打合せ等を行う場合は可能な限り換気を行います。



4. 仮設計画図



5. 搬出入計画図



6. 工事工程表

区立子ども家庭総合支援センター新築工事 工程表（予定）																				
年	2020年（令和2年）								2021年（令和3年）											
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
延月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
[準備工事]																				
家屋調査等		■																		
[本体工事]																				
土工事			■		■															
杭工事				■																
基礎躯体工事						■	■	■	■											
地上躯体工事								■	■	■	■	■	■	■						
仕上工事										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
外構工事																	■	■	■	■
検査期間																				■
備考																				

7. 家屋調査について

- ① 工事着手前に事前調査、完了後に事後調査を実施します。
- ② 調査内容は主に各所計測、写真撮影及び記録となります。
- ③ 調査は専門調査会社が行います。
- ④ 調査対象は、敷地周囲に隣接した家屋を予定しております。
- ⑤ 調査日については、後日専門調査会社が案内投函もしくは個別訪問し相談の上、決定します。



8. お問い合わせ先

◎板橋区 政策経営部 施設整備課 区民施設グループ

担当：長島、赤澤 TEL:03-3579-2583

◎株式会社浅沼組東京本店

現場代理人：片倉 TEL:03-5232-5840

(現場事務所開設後、改めて連絡先を仮囲いに掲示します)